定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(a)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事

(b)　トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が60㎡以上

(c)　施工延長（掘削かつ覆工）が700ｍ以上

(d)　土被りが20ｍ未満（ただし、坑口部を除く。坑口部とは土被りが２Ｄ（Ｄは掘削幅）以下の範囲とする。）

６）建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶににあっては20％以上のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

７）次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。管理技術者は、「予定管理技術者の経歴等」（別記様式４）により提出することとし、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、及び経常ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：トンネル―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

８）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設工事に配置できること。ただし、技術協力業務の履行期間については、建設工事における主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。なお、２(1)７）の設計技術者と同一の者である必要は無い。

(ｲ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ﾛ)　平成23年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績に限る。）。なお、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ﾊ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

９）建設工事への配置予定の主任技術者又は監理技術者は、令和９年１月５日以降配置可能な者であること。

10）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

11）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）本技術協力業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

15）本件に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから業務説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５(2)に指定する方法で交付を受けた者であること。

(2)　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５(1)の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールの送信先は下記５(1)に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア　電子入札システムによる受付期間：令和８年３月26日から令和８年４月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和８年４月６日９時00分から13時00分まで。

イ　郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和８年３月26日から令和８年４月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和８年４月６日９時00分から13時00分まで。

３　段階的選抜方式（二次審査）

(1)　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記(6)の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2)　技術提案の評価に関する基準　本業務は、令和６年能登半島地震および令和６年奥能登豪雨で大規模斜面崩壊により被災した国道249号輪島市縄又町から同市門前町西円山地先において、別線ルートで計画されている中屋第２トンネル（仮称）を新設するものである。

中屋第２トンネル（仮称）の現道部では、多くの崩壊土砂が数カ所において国道上に堆積し通行不能となった。現在は応急対応として、これらの斜面を回避するために仮橋による迂回路を整備し通行を確保したところであるが、早期復旧が求められている。

このような状況で、両掘施工時の適切な排水処理方法、工事段階におけるリスク（地質の変化、湧水、機械の性能・故障等）を想定した現場管理への対応策や工事の早期完了、確実な工期の厳守および施工中の地すべりに対する状況把握のため、中屋第２トンネル（仮称）の供用を早めるトンネル掘削工の工期短縮の工夫や、トンネル設計の留意点および掘削中の変位抑制（地表面・内空）が求められる。

以上から、施工者独自の高度な技術力（想定される不確定要素への対応等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、中屋第２トンネル（仮称）の供用に必要な復旧工事に関する技術提案を求める。

技術提案を求めるにあたっての諸条件は、業務説明書のとおりとする。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記(3)を評価項目とし、業務説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。